

TRACEABILITY

食品トレーサビリティに 取り組みましょう！

トレーサビリティとは、
食品の移動を
把握できることです。



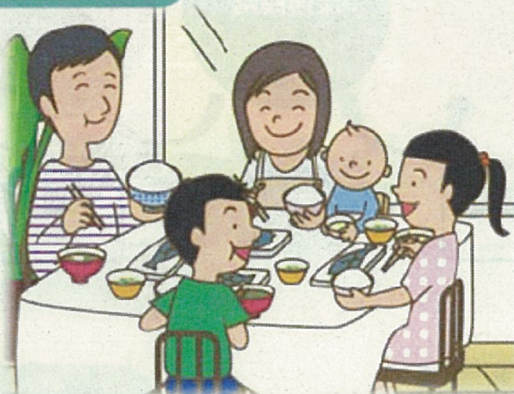
生産者



製造・加工
業者

消費者

外食・中食
業者



みんながつながって
いると安心。



卸売業者



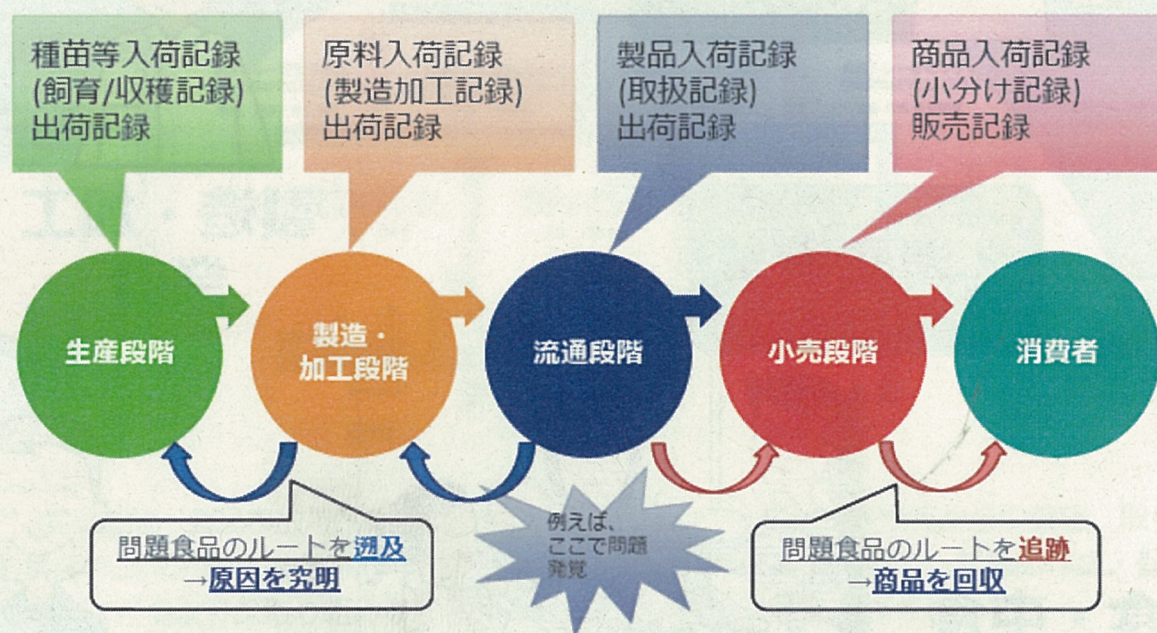
小売業者



食品トレーサビリティって何ですか？

食品トレーサビリティとは、 「食品の移動を把握できること」

食品を取り扱った記録を残すことにより、食品事故等の問題があったときに、問題のある食品がどこから来たかを調べたり（**遡及**）、どこに行ったかを調べたり（**追跡**）することができることから、**原因究明**や**商品回収**等を円滑に行うことが可能になります。



事例1：製造業者の場合

自社の製品で食中毒が発生。
問題のあった製品原料の入荷記録に不備があり、原料の供給経路が特定できず原因の究明が遅れたため、**社会的信用が失墜し、顧客を失った。**

問題のあった製品の原料の入荷日や入荷先を特定し、原料の供給経路を遡って調査することにより、**円滑な原因究明**が行えます。
早期に製造を再開することが可能になり、**顧客や消費者からの信頼を維持することにつながります。**

事例2：卸売業者の場合

メーカーから「〇月〇日に出荷した商品を回収してほしい！」と依頼があったが、出荷先が特定できなかったため、**大規模な回収に発展した。**

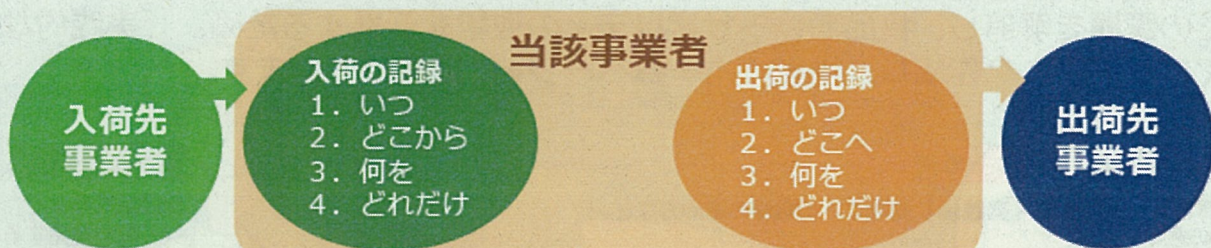
問題のある商品を迅速で範囲を絞った回収をすることが可能になり、**消費者の健康被害の拡大を防ぐとともに、事業者の経済的損害を抑えることができます。**

トレーサビリティに取り組んでいたら...

具体的に何をすればいいのですか？

食品の移動を把握するために、 記録を作成し、保存しましょう

基礎となる取組は、「入荷の記録」と「出荷の記録」の作成・保存です。

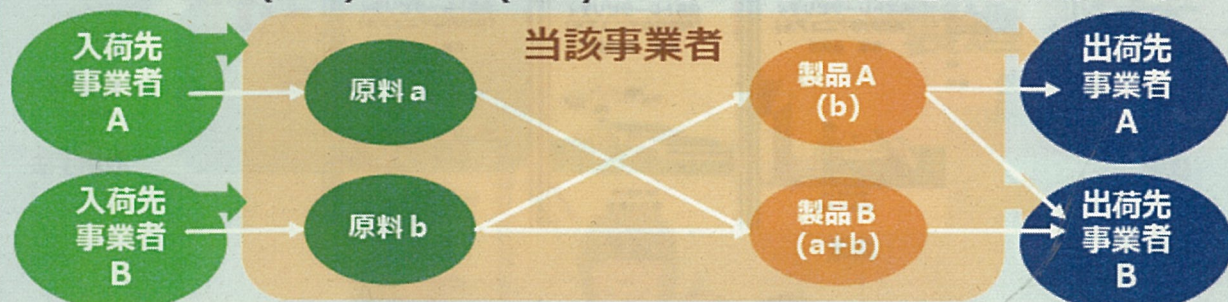


これにより、入荷先や出荷先を確実に特定することができます。

※基礎トレーサビリティといえます

より高度なトレーサビリティの取組として、

「入荷品(原料)と出荷品(製品)を対応づける記録」を作成し保存します。



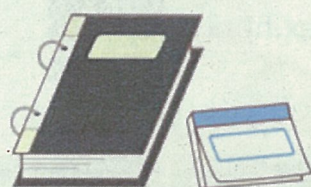
これにより、問題のある原料や製品を特定しやすくなります。

※内部トレーサビリティといえます

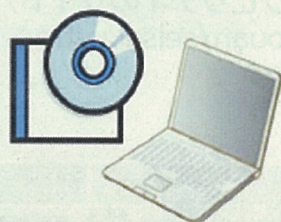
記録の保存方法を決めましょう。

問題が生じた際に、直ちに取り出せるよう、整理しておきましょう。

紙媒体



電子媒体



伝票の控え



レシート



伝票や台帳をファイルに綴じてロッカーに保存したり、入力されたデータを電子媒体で保存するなどの方法があります。

日付順や入荷先・出荷先ごとに保存しておくなどの工夫が必要でしょう。

農林水産省の取組

食品トレーサビリティ 「実践的なマニュアル」

・生産者や流通加工業者が食品トレーサビリティに取り組む上でのノウハウ面での課題を解消し、食品トレーサビリティの取組を促進するため、「実践的なマニュアル」を作成し、当省のホームページ※に掲載しています。

総論

〔理論編〕
取組の意味や効果、用語の解説など

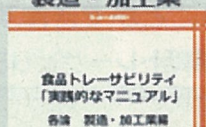


総論

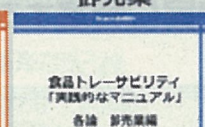
各論

〔実践編〕業種ごとの取組の進め方など

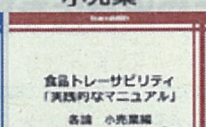
製造・加工業



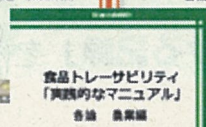
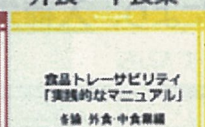
卸売業



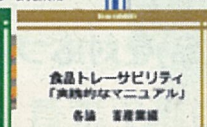
小売業



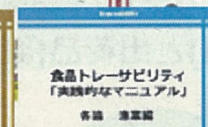
外食・中食業



農業



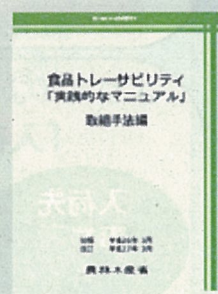
畜産業



漁業

取組手法編

記録様式集など
(各論を補完するもの)



取組手法

事業者は、食品事故等が起きたときの人々の健康への影響、取引先からの要望、取り組む場合のコスト等を総合的に考えて、入荷から出荷までのどの工程で、記録の作成・保存等に関してどのような取り組みをするか、自ら判断する必要があります。

この「実践的なマニュアル」は、まずは事業者が自らの取組状況を確認した上で、徐々にステップアップできるように解説しています。

※農林水産省のHP（食品トレーサビリティのサイト）
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/index.html>



●お問い合わせ先

地域	担当部署	電話番号	地域	担当部署	電話番号
農林水産省	消費・安全局 消費者行政・食育課	03-3502-5716	東海	東海農政局 消費生活課	052-223-4651
北海道	北海道農政事務所 消費生活課	011-330-8813	近畿	近畿農政局 消費生活課	075-414-9771
東北	東北農政局 消費生活課	022-221-6095	中国四国	中国四国農政局 消費生活課	086-224-9428
関東	関東農政局 消費生活課	048-740-0357	九州	九州農政局 消費生活課	096-300-6126
北陸	北陸農政局 消費生活課	076-232-4227	沖縄	沖縄総合事務局 消費・安全課	098-866-1672